

総務委員会会議録

平成28年4月8日（金）
（開 会） 10：28
（閉 会） 13：27

案 件

1. 議案第78号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）
2. 議案第79号 訴えの提起（市有土地の明渡し等）
2. 議案第80号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第78号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」及び「議案第79号 訴えの提起（市有土地の明渡し等）」以上2件については、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第78号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、別冊の補正予算書により、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。第1条で、既定の予算に49万4千円を追加して、予算の総額を717億2049万4千円にしようとするものでございます。今回の補正は、平恒地区市有土地明渡し等訴訟に伴う所要額を補正するものでございます。

4ページをお願いします。歳出の2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費で訴訟に係る弁護士謝礼金、着手金でございますが、49万4千円追加いたしまして、歳入の19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金を同額増額し、財源調整を行うものでございます。

なお、別冊の補正予算資料1ページに今回の補正に係る集計表、2ページ以降に、歳入、歳出予算額の推移表及び基金の状況表等を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

○管財課長

「議案第79号 訴えの提起」についてご説明申し上げます。

本件は、飯塚市平恒地内の賃貸借契約を締結した市有土地を目的外に使用し、また、貸付地以外の部分を不法占有し、契約期間満了後も明渡しに応じない嘉飯山砂利建設株式会社に対し、福岡地方裁判所飯塚支部へ当該市有地上の建物、動産、盛土及び溝渠を撤去して土地を明け渡し、また、飯塚市に対し、土地の賃料相当の損害金128万8089円の支払い及び平成28年4月1日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いと、平成28年4月1日から明渡済みまで、日額6309円を支払うこと、訴訟費用は被告の負担とすること等を請求する訴訟を提起することについて議会の議決を求めるものでございます。

お手元にA4版5枚綴り、7ページの資料を配布させていただいております。1ページから2ページにかけて貸付契約に関する経緯を、3ページから6ページにかけて裏表印刷で市有土地賃貸借契約書を、7ページに土地利用部分を示す平面図を付けております。資料の平面図は、嘉飯山砂利建設株式会社の土地の占有状況を示したもので、黄色の①が4月9日付賃貸借契約に基づき貸し付けた1200平方メートルでございます。

次に、赤色の②が5月1日時点での搬入資材の増加に伴い拡大した部分で5120平方メー

トルです。この拡大部分は変更契約を予定していた部分でございます。

次に、緑色の③がその後拡大し、11月1日時点での占有部分で、面積は5049.75平方メートルであり、現在の占有面積は①②③合わせて1万1369.75平方メートルとなっております。

訴訟を提起するに至った経緯をご説明いたします。本件市有土地につきましては、平成27年4月7日、嘉飯山砂利建設株式会社から使用目的を「資材の仮置き場として」、使用期間を同年4月13日から平成28年3月31日まで、使用面積1200平方メートルとする市有財産使用申請書が提出されまして、4月9日付で申請どおりの目的、期間を条件に、期間内貸付料21万2887円として「市有土地賃貸借契約」を締結いたしました。

契約締結後、搬入資材の増加等による使用面積の拡大に伴い、面積を確定させて市有土地賃貸借契約の変更契約を行う協議を進めておりましたが、その協議の中で営業行為と判断される砂ふるい機の稼働は認めないことについて意見が対立し、変更契約の協議が進みませんでした。

その後も、双方で代理人弁護士を立てて、協議を進めている中、10月に嘉飯山砂利建設株式会社が貸付地を「新営業所」として顧客へ文書を配布したことを確認し、これに対し、飯塚市としては本件土地賃貸借契約において嘉飯山砂利建設株式会社の義務違反の程度が極めて重大であるとの通知を行いました。

その後も協議を行い、嘉飯山砂利建設株式会社の対応を待ちましたが、具体的な対応がないため、12月7日付で契約解除の通知を行いました。

その後も代理人を通じ「土地の利用を中止し、土地の明渡しを求める」こと、「土地の明渡しが行われない場合は、必要な手続きを経て、嘉飯山砂利建設株式会社に対し訴訟を起こすこと」などを通知いたしました。

3月10日付で飯塚市代理人から嘉飯山砂利建設株式会社代理人に対し、3月15日までの期限を切って本件貸付地を含む嘉飯山砂利建設株式会社の利用地全てを明け渡すか否か、明け渡し時期を明示した回答を行うことを求め、期限までに回答がない場合は、嘉飯山砂利建設株式会社は平成28年3月31日以降も現在の土地利用を継続する意向であると推測し、訴訟に必要な手続きに着手することを通知しましたが、回答期限までに嘉飯山砂利建設株式会社代理人からの回答はありませんでした。

以上のことにより、嘉飯山砂利建設株式会社に対する訴訟を行うものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

次に、本会議において、13番議員から、審査要望のありました件について、執行部の答弁を求めます。

○管財課長

本会議において、13番議員から質疑がありました「この裁判をすることで、何が残るのか、このことで会社が倒産する可能性もあるが、このとき責任の所在はどこになるかなども審査をお願いします」ということでしたが、これにつきましては、飯塚市のほうには、責任はないというふうに考えております。

○委員長

それでは質疑を許します。質疑ありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。今、議案の提案理由説明がありました。この中で既に貸付契約を解除通告している土地での目的外使用、その他の地、エリアについては不法占有状態という説明です。それで、この際ですね、十分な審議ができるように総務委員会として現地調査を行うことを提案します。委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

ただいま川上委員から、委員会として「議案第79号 訴えの提起」に関して、現地調査を行うことについての申し出がありました。

お諮りいたします。委員会として、現地調査を行うことに賛成の委員は举手願います。
(挙 手)

賛成少数。よって現地調査を行うことについては否決されました。

他に質疑はありませんか。

○川上委員

被告は嘉飯山砂利建設株式会社、代表取締役 坂平順子氏となっているわけですが、この会社の概要をお尋ねしたいと思います。役員の氏名、資本金、業務内容及び市との取り引き関係がどうなってるか、伺います。

○管財課長

嘉飯山砂利建設株式会社、事業目的、土木工事、建設工事、管工事、電気工事、造園工事、水道施設工事、舗装工事及びとび、土木工事の設計、施工、請負、砂及び砂利の採取及び販売、不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理、産業廃棄物、一般廃棄物の収集、運搬、処理業務、一般貨物自動車運送事業、今申しました上記各号に付随する一切の業務が目的となっております。役員の方ですが、代表取締役が坂平順子氏、取締役として坂平整治氏、坂平鐘幸氏、坂平愛子氏というふうになっております。

○川上委員

資本金と市との取り引き状況は答弁できませんか。

○管財課長

資本金につきましては、1千万円ということで書いております。取り引き状況については、私のほうではちょっと答弁は――。

○契約課長

この事業所につきましては、市の指名登録業者ではございませんので、現在、市との取り引きはございません。

○川上委員

坂平順子氏は、ほかの市の指名業者の役員をしていますか。

○契約課長

私どもで、現在指名登録で業者の方、指名許可願をいただいておりますが、これにつきましては非公開となっておりますので、恐れ入りますが、答弁はできません。ご了承のほうよろしく申し上げます。

○川上委員

過去はどうですか。

○契約課長

恐れ入りますが、過去役員であったかどうかといったお話でしょうか。すみません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：41

再 開 10：41

委員会を再開いたします。

○川上委員

26年、27年も指名業者ではございません。

○川上委員

過去、双栄という市の仕事をしたことのある会社の役員ですよ。それから、3番目に名前の挙がった坂平鐘幸氏は市の指名業者の役員していませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 42

再 開 10 : 42

委員会を再開いたします。

○契約課長

ご指摘のとおり役員をされております。

○川上委員

それで、市が嘉飯山砂利建設を訴えるんだけれども、その役員が別の会社の役員で兼ねていて、しかも指名業者であるということになっているんだけれども、これについては検討する必要があります。そこで、今回、貸付契約の連帯保証人になっている太平建設、坂平鐘幸氏が代表になっているんだけれども、これは市の指名業者ですか。

○契約課長

市の指名業者でございます。

○川上委員

先ほどと同一ということですね。で、この太平建設は、市からの仕事をどのくらい受けてますか。

○契約課長

昨年度は土木工事を1件受注されております。

○川上委員

この連帯保証人には、今回の事件について目的外使用ないし不法占有事件について、その解消について市はどのような交渉をしましたか。

○管財課長

特に交渉はしておりません。

○川上委員

連帯保証人になってるんですよね。嘉飯山砂利建設の取締役が登記上、別の会社の代表であって、そこが連帯保証しているということになってるわけですよ。で、事故が生じたわけだから、当然その連帯保証人に対して、この会社に対して、何らかの解消のための申し出をするべきではないかと思うけれども、してないのはどういう判断ですか。

○管財課長

今までもご説明させていただいておりましたが、相手方のほうも代理人弁護士を立てております。そして市のほうも代理人弁護士を立てて交渉しておりますので、保証人に対して交渉はしておりません。あくまでも双方、代理人を通じての交渉をしておったという、今までできていたということでございます。

○川上委員

それはわかります。この連帯保証人太平建設に対して、今後、事件解消のために何かを持っていく予定はないですか。

○管財課長

特にございません。今、裁判を起すことについてご審議をお願いしておりますので、裁判の中で進めていくと考えております。

○川上委員

そもそも、そういう兼職をしている、つまり、嘉飯山砂利建設の役員が、鐘幸氏が別の会社の代表をしてるわけでしょ。で、そこが連帯保証するというこの契約そのものが問題だということはないですか。

○管財課長

特に問題はないと考えております。

○川上委員

この訴訟、民事を提訴するにあたり、この太平建設について指名停止検討していますか。

○契約課長

指名停止については今のところ検討はいたしておりません。

○川上委員

どの段階で検討することになりますか。

○契約課長

このような場合での現状の指名停止の要綱には該当いたしません。内部組織の入札制度検討委員会等もごございますので、その中で協議をさせていただきたいとは考えてはおりますが、今のところの要綱には該当はいたしません。

○川上委員

それはね、あなた方が連帯保証人にこの問題解消のための努力を行えと言わないからですよ。言って、この連帯保証人がどういう態度をとるかによってはね、指名停止の対象になってくるでしょう。だからそういうことをおもんばかってね、連帯保証人に物を言わないというようなことがあってはならないというふうに思うんですね。

そこで、今回、訴訟は資料の7ページ、1番が黄色、2番が赤、3番が黄緑となってるんですけど、これはどういうような意味合いで番号がついて、色分けが行われておるのか、お尋ねします。

○管財課長

これにつきましては、先ほど説明させていただきました。1番目、最初に黄色の部分が当初契約をしている部分でございます。2番目に、次に広がった変更契約をしようとしていた部分が赤の2番目。その後拡大されたのが、3番目に拡大されたのが緑色の部分。番号1、2、3というのは、使用面積が広がった順番というふうに考えていただければいいかと思えます。

○川上委員

1番はこの面積はわかります。2番は去年の5月の時点での不法占有の実態をあらわしたものですか。

○管財課長

資材が置いてあった範囲でございます。

○川上委員

確認しますけれども、5月ですか。

○管財課長

5月の時点でいろんな資材が置いてありました。

○川上委員

4月9日に契約をしたんだけど、物が運び込まれたのはいつですか。

○管財課長

4月の下旬にはタイヤ等が運ばれております。

○川上委員

ですから、この1番と2番は色がつかないんですよ。1番と2番は、手続上の色はあります。しかし、現実には物の運び込みは1番がいっぱいになったから2番にいったということじゃないでしょう。最初から、2番から入ってますよ。違いますか。

○管財課長

それは違います。最初、タイヤのほうもこの1200平方メートルの中に運ばれております。

○川上委員

そうじゃないんですよ。砂ふるい機とか中間破碎機①の中からはみ出ていきましたか。

1番の中に持ち込みましたか。そこからはみ出て行って2番の奥の山のほうまで歩いていくわけじゃないでしょう。最初から砂ふるい機もそれから中間破碎機も2番の奥のほうに最初からあるわけです。はみ出ていったわけじゃない。あなたが言ってる古タイヤは確かに②の所、下のほうのところにばらまかれていた。これは不法投棄ですよ。明星寺の採石場の地区の地下から掘り出して、環境事務所の指導を受けて掘り出して、ここに持ってきてるじゃないですか、大量の。ここへ放置して住民から通報もあってるぐらいですよ。そしてあなた方指導してるわけじゃないですか。ですから、この貸してしまったところが1番、そうでなかったところで、後で貸しましょうとか言ったところが2番、でもこれは同時的に使われているわけです。そうじゃないですか。

○管財課長

今、苦情という話がありました。最初は、1200平方メートルの中にタイヤが、これは後で資材と土の囲いのためにきれいに並べられたんですけど、最初、持ち込みの段階でこの1200平方メートルの中に、雑然と置かれてましたので、そういうような通報があったということで、私も自治会長のほうに行きまして、話をして、確認して、後でちゃんとした囲いをするということで、その後ですぐになりましたので、誤解は解きましたが、その時に、4月の末に行ったときに、また、今、委員ご指摘の機械類が一番奥のほうに置いてあるのは、その後だったということに考えております。

○川上委員

そうですね。私が言ってるのは①からはみ出ていったところを追加貸し付けをしたというような言い方するから、そうじゃないと。この業者は非常に悪質で、最初からこれはここに置くということ決めてたわけで、はみ出たりしてないんですよ。最初から置いているわけ、ここに。この認識が、なぜないのかというのが不思議なんです。この悪質性を直視しなければならんと思うんです。それで、質問ですけれども、この2番は不法占有状態なんですか。何によって判断してますか。

○管財課長

2番につきましては、現状では契約が締結できませんでしたので、不法占有状況になっております。

○川上委員

それはいつから不法占有なんですか。

○管財課長

以前、9月の所管事務調査のときには、まだこれは交渉中でしたので、不法占有ではない、いわゆる契約の交渉をずっと代理人で続けておりました。しかし、今の時点では、変更契約は成り立っておりませんので、その時点で不法占有、契約は成ってないので不法占有ということになっております。

○川上委員

適当なこと言ったらだめですよ。去年9月の総務委員会の所管事務調査、その前日に経済建設委員会あったでしょ。そこで、ある委員がこれは不法占拠かと、川上は言ってるけどそうかと聞いた。それに対して執行部からの答弁は、不法占拠ですとは言わなかったね。そうでしょう。ところが、顧問弁護士はそれに先立って、既にあなた方にこれは不法占拠だと明確に言ってるじゃないですか。弁護士が既に不法占拠だと言っているのに、あなた方は議会ではそういうふうには答えていってない。誰が見ても明らかじゃないですか。それから3番——、何か答弁がありますか。

○管財課長

9月の時点では、これは契約を進めるというところで交渉しておりました。契約が成り立てば、これは不法占有になりません。そういうことで答弁をさせていただいております。弁護

士も契約がしなければ、不法占有になるということでございまして、弁護士はこの時点で不法占有という話ではないと思います。

○川上委員

違うんですよ。あなた方の開示請求でとった中で明らかです。不法占拠になってると。これ解決するためには、追加貸付けをしなければならないという、あなた方は2番のいっとう最初からの不法占拠をこの悪質業者助けるために、追加貸付けをしましょうっていうふうになっていくわけです。だから最初から、不法占拠なんですよ。じわじわとはみ出ていったものじゃないと言ったでしょう。最初からね、契約外のところにどんどん置いて、ここは自分のテリトリーだと言わんばかりに物を置いていったわけ。これは不法占拠だとはっきりしてる。これを助けるためにね、あなた方は、追加貸し付けだの契約変更だの言い始めていくわけです。ここにあなた方のごまかしがあるわけ。こんなこと、はっきりしとかなないとね、裁判闘えませんよ。それでね、3番。3番はなぜあなた方ここを不法占有というふうに呼ぶんですか。

○管財課長

この分についても貸付契約ができておりませんし、この部分につきましては、代理人同士が交渉に入った後にですね、拡大したものでございますので、不法占拠ということで考えております。

○川上委員

そうですね。交渉中にどんどん大きくなって、原状回復が不可能に近くなってるわけですね、3番は。原状回復ができますか、ここ。

○管財課長

設置してある状況を見れば、これは撤去はされて原状回復は可能であると考えております。

○川上委員

1番は今、不法占有と考えてありますか。

○管財課長

1番も契約が切れております。今、3月31日を超えておりますので、不法占有となっております。

○川上委員

そこでね、色が塗ってないところがあるわけですよ。7と書いてあるページ打ってるところがあるでしょう。このすぐ上から奥、市の占有が行使できる状態にないでしょう。もう少し言うと、不法占有されている白いところ、市が入って、何か市民とともに、何か使うことができる状態にないでしょう。このアクセスの入り口に立ち入り禁止の柵がありますね。これ誰が立てたんですか。

○管財課長

土地を借りていた嘉飯山砂利建設株式会社だと思います。

○川上委員

あなたね、「だと思います」じゃいけませんよ。誰なんですか。立入禁止の柵を立てているでしょう。これ誰なんですか。

○管財課長

飯塚市のほうで設置しておりませんので、借受者の嘉飯山砂利建設株式会社であろうと考えております。

○川上委員

それはよくないでしょう。確認しなきゃ。裁判するにあたってね。つまり、これが、ここ立ち入り禁止といったものがその奥全体についてね、自分の占有を意思表示しているわけだから、全部をね、市の許可なく占有してることになるわけですよ。立ち入り禁止だから。これ侵奪なんですよ、不動産の。だから、この下のほうの白いところ、車が並んでる所とか、この3番の

上のほうの隙間のところ。ここも実際上はこの封鎖によってね、占有してることに意図がまたあるじゃないですか、この白いところにも入っていくという意図が。そう言ってるでしょ、自分でも。だから、嘉飯山砂利建設が置いているものと思いますという答弁ではね、納得いきませんが、もうそれ以上答弁できないんですか。

○管財課長

今、答弁したとおりでございます、それ以上の答弁はできません。

○川上委員

まさかその嘉飯山砂利建設に、ここの市民共通に使える共用の道路、管理してくれと委託してないでしょうね。

○管財課長

一切そういうことはございません。この部分につきましては、恐らくその立ち入り禁止というのは、夜間の部分のことで、立ち入り禁止と表示をしているかと思えます。私も調査で、当然貸し付けしておりません市の土地ですので、この土地を通過して何度もこの土地には入り込んでおりますし、当然車も置いております。貸し付けの管理とかも相手方をお願いもしていません。市の土地でございます。

○川上委員

あなた方はね、ここの道路、この業者が市が知らないうちに、コンクリートうったでしょ。ダンプが通りやすいようにかどうか。後になって、それを知ってね、みんなが使う道路だからいいでしょみたいなことを、そういう判断じゃないんですか。だから嘉飯山にもね、嘉飯山にここの立入禁止の柵をつくることを、夜間だろうが何であろうがね、容認してきたんじゃないんですか。財務部が。違うんですか。

○管財課長

ご指摘のようなことはございません。ただ、確かにご指摘のとおり、進入路の舗装につきましては、事後的に、もちろんうちが指導いたしまして、事後的に申請を出させて、許可した経緯がございます。ただし、このことにつきましてはですね、貸付地の進入路はもともと未舗装の、普通の車ぐらいしか通る通路だったものでトラックが通ったとき、どうしても泥が出る。その度に道路の清掃をされていたということで、土地が痛まないようにですね、強固なコンクリートをうつようなことを承諾してくれということで、申請を受けて、承諾した次第でございます。

○川上委員

そういうのを特別扱いというわけですよ。全て事後承認だね。こんなことの積み重ねが明星寺だったし、今度平恒になっているわけでしょ。こんなときにびっしりね、ものを言わなきゃ。それからね、これは不法占有地全体にかかわるキーポイントになるところです。ネックになるところ。ですから、ここを嘉飯山砂利建設が封鎖している状態。夜間であろうと何だろうと、それをね、飯塚市がずうっと指くわえて見ていたら、裁判闘えませんよ。直ちにこれは市が管理しなければならないと思いますけど、どう思いますか。

○管財課長

本件裁判につきましては、顧問弁護士と十分協議を進めながら話をしてるところでございます、今委員ご指摘の点につきましては、また顧問弁護士のほうにもですね、報告をして、それに対する対応をしたいと考えております。

○川上委員

これはね、この土地の保全のために飯塚市がさまざまな手をうたないといけないけれども、民事の場合、土地明渡しと同時に、これも含めてね、仮処分申請を裁判所に起こすべき対象ですよ。こういうのをね、相手が封鎖しているのを、指くわえていてね、闘えるわけないでしょう。弁護士ともよく相談してね、有効な手だてをとってもらいたいというふうに思います。

それから、3月23日付で、市長は、嘉飯山砂利建設から、文書を受け取ったようですね。どういふ内容ですか。

○管財課長

3月23日付の文書につきましては、これは相手方の代理人からの名前の文書ではございませんで、嘉飯山砂利建設株式会社、代表取締役の坂平順子氏からの直接の名ということで、直接提出をされております。内容につきましては、結論といいますと、平成28年9月末日まで土地の明渡しを待っていただきたいというような内容でございます。

○川上委員

これ読むとね、確かに1つは9月末日まで貸し付け延長してもらいたいと。①についてでしょう、貸し付けというのは。契約解除しているんですよ。契約解除をしているのに、そのものがわからないわけね、ここは。契約解除をしているのに、貸し付け延長してくださいと言ってくるわけですよ。契約行為が継続していれば、延長しようとか、するまいかとかあるでしょう。あなた方の最初の契約書の中にはやむを得ない事情のときには延長することができるか書いてあるじゃないですか。でも解除しているんだから。法律上の常識がない会社なんですよ。その法律上の常識がない会社が、いいですか、そういう会社が、弁護士でもいいですよ。そういうレベルの弁護士が、自分たちは違法や脱法行為はしていないと思っておりますって言うわけですよ。こんなお粗末な文書はない。これに対してあなた方は、何か返事したんですか。

○管財課長

本件のこの文書につきましては、顧問弁護士に当然見せて、話を聞いております。これに対する返事というのは特段しておりません。

○川上委員

それは正解だと思いますね。こんなお粗末な文書をよくも作ったと思います。ところがね、もう1つね、②と③については、一言も触れてないでしょ。不法占有について。自分たちは1番についてね、違法行為がない、脱法行為がないと思っておりますというふうに言ってるわけです。ところが2番、3番については触れてないわけです。これは不法占有を事実上ね、自分で認めている文書じゃないかと私は思いますけど。市はというふうに受け止めてますか。

○管財課長

この文書につきましては、双方、今代理人を立てて正式な交渉をしておりました。この文書については、代理人の名前ではなくて、直接嘉飯山砂利建設株式会社からの書類となっておりますので、一応文書としては、こういう文書は承ったという立場で、これにつきましてはあくまでも正式な文書ではないというのは、代理人弁護士の見解でございます。

○川上委員

私は、ここまでね、この業者のとんでもない悪質性について言ってきたつもりなんだけど、同時に市の側の毅然とした態度がないということについても指摘したつもりなんですよ。ここで民事で土地の明渡し訴訟と請求と損害賠償金求めるのをやろうとするんだけど、今の段階で、齊藤市長、どういふ決意でおられるのかね、伺いたいと思います。

○市長

今の文書も、ちょうど階段で持ってきた方にあつたので、いただきましたけども、これは正式に答弁してますように、弁護士との話の中での進展でありますので、私としては、弁護士の流れの中で話を決着をつけていただきたいというふうに思っておりますし、我々としては、この土地の使用に関してですね、違法であるということだから、弁護士を立てて、そこに対しての今からの裁判といいますか、そういうものに持っていくというつもりで立てているわけですから、今後それをきちっと我々の言うことに従っていただきたいというふうに願っているところです。

○川上委員

今度の裁判はですね、市が相当襟を正していかなければ、いけない裁判と思います。それから、市民のバックアップをね、受けなければならぬ裁判だと思うんですね。そのためには、今の事態、日本全国ありません。ネットで見る限りでは、この事態を招いた原因を、市がしっかりこう目の前に見据えておかないと、そこつけいられるわけですから、相手側弁護士に。だから、この事態を招いた原因について、市がどういうふうに思っているか、お尋ねします。

○管財課長

今のご指摘につきましては、9月15日開催の総務委員会の所管事務調査の場でも、これは副市長のほうから答弁があったと思いますが、当初、都市建設部が窓口でいろいろ調整をしておりましたが、当初から管財課のほうで、窓口になっておればこういう事態にならなかったというふうに、市としては考えております。今後、管財課のほうで全て窓口になってやっていくということで答弁させていただいた次第でございます。

○川上委員

都市建設部長が悪いといってるわけですね。それは悪いですよ。悪いけども、それだけかという問題ですよ。違うんですか。答弁し直す。

○管財課長

私が今申しましたものは、都市建設部長が悪いとかそういうことではございませんで、これは、説明させていただきます。総務委員会の所管事務調査の説明の繰り返しになりますが、本件の土地の貸し付けにつきましては、明星寺のいわゆる訴訟の問題の解決の一案として移転する一時的な短期的な資材置き場が必要であるということで市有地をどこかでないかということで探して窓口を都市建設部、それが訴訟の担当窓口部署でございましたので、都市建設部が窓口になって管財課と連携をとりながら貸付けをした次第でございます。決して、都市建設部が悪いということではございませんので、その辺はよろしくお願いいたします。

○川上委員

市長が悪いといってるわけですね。そうでしょう。違うわけ。市全体の責任ということ、今言ってるわけでしょう。いいですか。和解は去年の3月24日に飯塚市議会は決議しましたよね。で、和解事項の完全履行までは事実上の紛争状態にあるわけですよ、この相手とは。飯塚市は。その相手にね、はいどうぞと貸すのかと。的確なのかと、貸付対象法人として。こういうことを市役所がどれだけ検討したんですか。都市建設部が先走りましたと。管財課、財務部もあわせましたと。都市建設部と財務部が悪いんですというわけにはいかないでしょう。やっぱり市長の責任を感じないといけない。そこで、私は代表質問でも、不動産侵奪罪容疑で刑事告発をやるべきじゃないかという指摘をしました。答弁は、毅然たる態度をとりますというのが答弁なんですよ。当然ながら、私が示した国の通知、不動産侵奪罪等に該当する事案の取扱いについて、財務省の通知ですけど、これ検討したと思います。どういふ検討しましたか。

○管財課長

委員ご指摘の文書につきましては、当然私どもも確認いたしまして、そして顧問弁護士のほうにもその書類を見ながら協議をいたしました。結論といたしましては、現状のケースは不動産侵奪罪には該当しないというところで、聞いております。そして毅然たる態度をもってということで、今回、裁判のことについて議会の承認を受けたいということで、提案している次第でございます。

○川上委員

これよく読みました。本当ですか。不法占有されているところに構造物が作られていたり、果樹が作られていたり、水田があったりというようなことの場合は、その疑いがあるので、調査し、警告を期限を区切って行いなさいというわけでしょう。あなた方、調査し、期限を区切って警告し、そして、その上で速やかに刑事告発となるんだけど、これは、並行するものがあるわけ。何を並行するんですかね。

○管財課長

今、委員は、不動産侵奪罪を中心にものを言われていますが、私どもも調査をして、相手方に警告、いわゆるこれは今の時点では双方の代理人を通じて、代理人に対して市の姿勢、市の考えを通知しております。これは先ほど経緯でご説明、提案の中で説明させていただいたとおりでございます。もう一点、この不動産侵奪罪につきましては、委員からご指摘を受ける前から私どものほうも調べておりました。指摘を受ける前の早い時期に顧問弁護士ともそういう場合のケースについても、確認をして、現在もしているところでございます。しかし、この不動産侵奪罪というのは、その文書ではそういうふうに書いてありますが、非常に適用するケースはかなり要件が必要であるということで顧問弁護士から聞いております。ですから、今まで不動産侵奪罪にはあたらぬということ、今、通常の民事の訴訟ということで、考えております。これ弁護士に確認しております。

○川上委員

それは去年の夏の話でしょう。まだ、1番から2番、スカスカのときですよ。今みっちり詰まってるじゃないですか。そういう流れの中で、この通知のこと聞いてるわけ。この通知にはこう書いてるんですよ、今言った警告を発して、言うこと聞かない場合は告発と。で、並行して民事上の措置をとりましょうと言ってるわけ。民事上の措置は何かと。土地返還請求及び損害賠償請求でしょう。これ今あなた方が刑事告発の前にやろうとしていることです。それから重大な事態が生じようとしているとき、現状変更または譲渡のおそれがある場合などは法務局等々と連絡を取り、速やかに仮処分命令を申請して、土地の保全を図れと書いてあるじゃないですか。先ほど言ったようなことですよ。今、先ほどから言われてるけど、もともと交渉してる間にどンドンどンドン膨れ上がって、あれ黒かったらボタ山みたいになっているじゃないですか。カラスがとまってるような感じでしょう。何でカラスがとまってるか知りませんが。そういうふうに現状が大幅に変更されつつあるわけ。土手の下まで土砂いってるじゃないですか、ここ。どンドン状態は変えられていってるわけですよ。行為的には仮処分申請をしてもいいわけですよ。しなければならぬ。そうしたことまでこの中に書いてる。これ、検討してないでしょう。

○管財課長

今の営業行為を差し止める仮処分についても弁護士のほうには相談しております。しかし、現時点では今の通常の裁判、民事の裁判で行うということで、それが、ベストな方向ということ話を進めております。不動産侵奪罪、その書類につきましては何度も言いますが、顧問弁護士ときちんと打ち合わせしながら、先ほど答弁の繰り返しになりますが、私のほうも不動産侵奪罪は意識しておりました。意識して、それで今まで弁護士と協議して今回の裁判ということになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○川上委員

国の場合は今言ったようなことなんですよ。それに対して今、管財課長は普通の裁判と言ったけども、逆立ちしてるでしょう、国の発想とは。ここに何かあるのかということも市民は思うわけです。なぜビシッと調査、警告、刑事告発、そして並行して土地明渡しはいいですよ。損害賠償請求もいいですよ。それから必要な仮処分申請を行わないのか。原発でも止まるんですよ。高浜原発止まったじゃないですか、仮処分で。こういう重大なときに仮処分ができないというのはあり得ないです。

それからこの間、今、多少不法占有地の状況、説明があったけども、誰が不法占有地の中に入って状況確認したのか、お尋ねします。

○管財課長

私を含めた管財課の職員と、1万平方メートル、緑の部分の測量する分については管財課の職員と、それと測量をやる土木管理課の職員とも一緒に入りました。主たるものは管財課の職

員が全てです。

○川上委員

責任者は誰ですか、職責上の。

○管財課長

管財課長であります私でございます。

○川上委員

それはいつのことですか、直近で。

○管財課長

中に入り込んだのは1月6日です。後はその外からというか、横からですけど、頻繁に見ております。

○川上委員

自分の土地が侵されているのに、家の外からじっと見てるだけ。中で何をしてるか見ましたか。

○管財課長

砂をふるったり、砂を運んだり、それは中に入ったときもありましたし、その前からすぐ側で見れますので、それは同じようなその作業がされてる、活動がされているのは確認しております。

○川上委員

裁判では証拠が求められますけども、写真くらいじゃだめですね。動画が要りますね。撮ってますか。

○管財課長

今、委員ご指摘の動画等は撮っておりません。写真は撮っております。車が動いてる写真とか静止の写真ですけど、写真は撮っておりますので、それがもし証拠となれば、そういうことになると思います。

○川上委員

証拠能力が低いです。動画が必ず要ります。きょう撮つとかなきゃ。明星寺北谷、防災対策ということで土砂が処分されるときがありました。これは、販売したらいけないということになってるわけです。新進工業のところを持っていかなきゃなければならないときがあったわけ。そこが処分場だから。ところがどういうことだったかという、北谷で積んだ土砂を新進工業の敷地内に入ってそのまま福岡県の公共工事に持っていったわけですよ。これ動画で撮りました。動画が要るんですよ、どうしても。裁判争うんだから。

○委員長

傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。

○川上委員

それでは、市長が市民法人を訴えるわけだから、かなり決意が要ります。市長は、現地はいつどういう姿で見られましたか。

○財務部長

市長につきましては、現地には行かれたことはございませんが、副市長と私どもで現地の確認はいたしております。

○川上委員

それはいつのことですか。

○財務部長

正式な日には記憶しておりませんがたしか11月だったと思います。

○川上委員

あなた本気で裁判するつもりがあるのかと。最高責任者の市長は、全然見てないというわけ

でしょう。で、11月に副市長と財務部長がそろって行っただけ。半年前じゃないですか。いつ提訴するんですか。こんなので、裁判闘えるんですか。

○財務部長

今回の裁判の争点となるものは、基本的にうちのほうが12月に原契約を解除いたしております。それがまず1点と、今、最初の原契約が3月31日までの期限で貸付契約を結んでおりました。私たちが問題にしているのは、今まで解除後もずっと交渉を進めておりましたけれども、最終的には3月31日、原契約を超えた形で、今も占有していると、そこが最大の問題点と考えております。ですから、営業しているとか、そういったところが争点ではなくて、今現状として、期限を超えて使われているというところで、早急に立ち退きをしてくださいというところでございます。

○川上委員

半分だけの答弁ですよ。あなたは、1番についてしか言っていない。不法行為の連続、それから強まり、この悪質性が裁判によって問われるわけですよ。だから、市長は見えていない。それから、副市長だとか財務部長が11月に見に行きましたみたいなのんきな話をされていてどうするんですか。最後に見たのは、中に入ったには1月6日でしょう。この何カ月あります、3カ月間の間に不法占有地でもっと重大な事態が生じていたらどうするんですか。刑事告発しますか。こんなのんびりしたみたいな裁判の構えで裁判闘えるんですか。もっと真剣にやんなきゃどうするんですか。それで、1、2、3番の中の構築物の状況、どのように確認していますか。

○管財課長

①につきましては、もう今は砂が置いてあります。特に②の分ですね、②の赤い部分にプレハブ建物が3つ。それと砂ふるい機等々の機械類が、あとは大小の器具が置いてあるというのは、確認はしております。

○川上委員

大型ダンプ用のタイヤ洗い、コンクリート構造を確認していますか。

○管財課長

確認しております。

○川上委員

それを1番に言わなきゃ。1月6日から今日までの間に、そうした構造物がどのように変化したかを確認できていない、していますか。

○管財課長

その構築物が姿を変えたかということについては確認はしておりません。

○川上委員

きょう中に確認しておかなければ、裁判ができません。それから、あなた方は、構築物の、1月6日に入ったときに写真を撮っているはずですよ。その写真はどのようなものを撮っていますか。

○管財課長

1月6日に入った主たる目的は、今使われてる範囲を相手方の立ち会いのもとに確認しながら、確定するということございました。で、ございますので、撮っている写真がですね、木杭といいますか、範囲を示す杭の写真を撮っておる次第でございます。

○川上委員

自分が市民から預かって管理しなければならない土地、不法占有されている、何に使われているか、どのように痛めつけられているか見ないで、どこまで使っているんですかという境界の確認に行ったわけ。それが管財の仕事ですか。おかしくないですか。市民から預かった財産を不法占有されている、どういう状態になっているのか、動画でも写真でもびしっと撮らなきゃ。

弁護士と何の相談をするんですか。弁護士が来てないんだから、あなた方がきちんと見せなければしょうがないでしょう。こういうので、本当にきょう中に撮っておかなくては大変ですよ。

○委員長

再度、傍聴人に申し上げます。議事については、可否を表明し、または騒ぎ立てることを禁止されていますので、静粛をお願いいたします。

○川上委員

それから、それにかかわるんだけど、電気はまだ通ってますか。

○管財課長

通っております。

○川上委員

この電気は何に使われていますか。

○管財課長

プレハブ小屋の電気、いわゆる照明及び砂ふるい機の機械等の動力に使われているふうに考えております。

○川上委員

これ契約違反、事後契約違反だから、時間も過ぎているし、これは措置しないとイケないじゃないですか。それから、市は電力会社にこの事情を伝えていますか。

○管財課長

九州電力のほうには伝えております。

○川上委員

何と伝えたんですか。これは契約外行為、違法行為が行われているので、電気を止めてくれとか、そういうふうに言ったんですか。

○管財課長

電力の協議につきましては、貸付地の中に複数本の九電の施設をつくっております。それにつきまして、3月31日以降にですね、撤去してくださいというような文書は出しております。しかしながら、九州電力としても、電力供給の事情がありまして、すぐさまの撤去はできないというような回答を受けております。

○川上委員

九電のだれがそんなことを言うんですか。担当部はどういうところですか。誰と話したんですか。

○管財課長

文書は九州電力飯塚営業所長名だったと思います。もちろん、その話は施設の担当の方と話して、市の文書を、先に申し入れ書を渡しております。それに対して、相手方が、すぐさまの撤去はできないというので、そういうような回答を受けております。

○川上委員

これは裁判のときにはですね、市が不法行為を許さないための努力をしたということで証拠になると思います。それから、砂ふるい機の稼働をだめだ、だめだと言っているんだけど、なぜ止められないんですか。きょうも動いているわけですか。止めろというふうに言ったんですか。

○管財課長

それは言っております。砂ふるい機の稼働をやめてくださいという話はしております。

○川上委員

それを文書で出しているんですか。

○管財課長

代理人を通して、代理人に対して文書は出しております。

○川上委員

それで飯塚市の土地を不法に占拠したところで、違法に砂をふるって、この砂はどうしているんですか。

○管財課長

砂の用途につきましては、承知しておりません。

○川上委員

ふるって資材費置き場として、山積みして管理しているだけですか。

○管財課長

積んである砂を入れる機械で、いろいろと移し替えている姿は何度も確認をしております。そういう状況でございます。

○川上委員

もちろん、資材を置いていても、砂をふるっていても、それはもう営業行為ですよ。重要なことは、さらに重要なことは販売実績じゃないんですか。その砂を販売している事実、これをつかむ必要があるんじゃないですか。それをつかんでますか。

○管財課長

先ほどの提案理由のほうでも、ちょっと説明させていただきましたが、10月吉日というところで、市有地をですね、貸付地を新営業所ということで、広く関係者に宣伝をされております。これにつきましては、賃貸借契約上の重大な義務違反であるということで、相手方に正式に文書を出して通知しております。

○川上委員

それ重大です。そう思います。しかし、もっと重要なことは不法占拠している土地で砂をふるって、それを販売して益を得ているということが重要じゃないですか。だから、この砂の販売量、販売先、それによる益を聞けばいいんじゃないですか。15人の生活が大事と言ってるぐらいだから、どういうふうになってますか聞いてみたらどうですか。税金はどうなっているか聞いたらいいいですよ。確定申告もしたかもしれない。

○管財課長

今のご質問につきましては、本件の審議とは直接関係ないと考えておりますので、答弁差し控えさせていただきます。

○川上委員

これは裁判で論点になります。向こうが持ち込んでくるわけだから。だから、対抗としてはね、きちんとこれを握っとかなきゃ。裁判闘えませんよ。

先日、大将陣桜まつりがありました。市長、行かれましたか。丸見えだったでしょ、現場が。4月3日、日曜日大変なことになりましたね。車が停められなくて、路上駐車がすごかったでしょ。けが人がでるんじゃないかと非常に心配されてました。警備員ももちろん足りません。この状況を把握していますか。

○管財課長

その点につきましては、川上委員から教えていただいて、わかった次第でございます。

○川上委員

裁判所にいこうかっていう飯塚市がね、嘉飯山砂利建設に通常、桜まつりのときに駐車場として使うべきところを抑えられたために、みんな道にずっと並べるしかなかったと。この事実をね、共産党から教えられるまでわからなかったというのはおかしいですね。知ってたんじゃないですか。苦情の電話があったはずですよ。

○管財課長

桜まつりの駐車場につきましては、例年、貸付地分が、公園の真ん前の分をお貸ししております。今、嘉飯山砂利建設株式会社に貸してる部分につきましては、全部ではございませんで、

まさに今、貸付から外している通路から上に上がった部分ですね、そこが商工会の役員の方が停めている駐車場でございました。

苦情でございますが、苦情につきましては、砂ぼこりの苦情は何件かありましたが、駐車についての苦情は管財課のほうでは受けておりません。

○川上委員

管財課に、普通、電話かかりません。自分のところが管理し損なっている土地の影響で、どういう事態が起こってるかというのは、総務課が把握するんですか。商工振興ですか。写真も撮ってるでしょう。非常に重大な状況が起こったんですよ。それでね、砂ぼこり、騒音について、住民の方から苦情が当然出てると思うんだけど、それはどういうふうにとめとめていますか。

○管財課長

まず、騒音の苦情で市民の方からございまして、直接、その方は、私もお会いして、いろいろ状況を説明しておりますし、嘉飯山砂利建設株式会社の事務所のほうにも行かれて、機械の音について苦情を申したということで聞いております。それにつきましては、私どもも3月、機械の稼働はやめてくださいということを市としては申し入れますので申しわけないということでお伝えしていますし、3月31日までしかこれは資材置き場はありませんのでという説明を当初してございました。

○川上委員

訴訟の相手を嘉飯山砂利建設としているんだけど、1番との関係では嘉飯山砂利建設とすぐわかるわけです、でしょう。2番、3番は嘉飯山砂利建設だけを対象にしていますね、訴訟の。これはどういう事情ですか。

○管財課長

1番もそうですし、②、③もですね、拡大して使ってますので、嘉飯山砂利建設株式会社を対象としております。

○川上委員

それはいいんですよ。それは当たり前ですよ。嘉飯山砂利建設ですよ。他に使ってないのかと、不法占有に共謀していないかという問題があるわけ。共謀行為があれば、そこも訴えないといけないでしょう。嘉飯山砂利建設だけでよいのかと、2番、3番については、確認したかと聞いてるわけです。

○管財課長

現地に入ったときも、1月6日の最終拡大部分の用地の確認も嘉飯山砂利建設株式会社の関係者の方と一緒に立ち会いながら、ポイントを示してきましたし、当然使っているのは、嘉飯山砂利建設株式会社と。その他の方が使ってるというのは、確認はしておりません。

○川上委員

これはね、飯塚市がもう少し努力しなければならんというのもあります。ダンプがいくらでも置いてあるじゃないですか。見てるでしょう。3月27日とか置いてましたよ、日曜日。だからね、正確に自分が訴えるべき相手を特定しなければ。言うじゃないですか、俺だけじゃないと、ほかにもやってるところあるでしょうみたいなこと言うじゃないですか。そうであるかどうか確認する必要があるでしょう。2番と3番。特に嘉飯山砂利建設の役員が、別の会社経営しているわけですから、その会社の資材が入っていないかとか、当然調べないといけないでしょう。新進工業、それから双栄、太平建設、ここ1番に調べないといけないですよ。来てませんか。それから取り引き相手のダンプが常時停まってませんか。こういう状況のもとで、訴えるべき相手は、嘉飯山砂利建設だけでよいのかどうかをよく考えないと。それは調べきれませんか。

○管財課長

ダンプにつきましては、各社、いろんな会社のダンプが駐車ではなくて出入りしているのは確認しております。市有地のほうに資材を置いて使っているのは嘉飯山砂利建設株式会社ということで考えております。

○川上委員

資材には、都市建設部も目録つくってないから、どこからのものが入ってきているかわからないんです。明星寺だけのものが入ってきてるという確信ないでしょう。どこからでも持ってきてますよ。だいたいあの真砂土どこから持ってきてるんですか。栗石だとか、嘉飯山の資産だけがあそこに置いてあると信じるのはね、おっちょこちょいですよ。別の第三者の資産が、資材があそこに置いてあるという疑いを持たなきゃどうするんですか。こうなってくるとね、市長、刑事告発になってくるんですよ。捜査できないでしょ、みなさんでは。どれだけがんばっても。家宅捜索をしてもらわねえですよ。刑事で。そしたら全部わかるじゃないですか、どこから資材が入ってるかとか、そしたら自分たちが民事で訴えるべき相手が誰かということもわかってくるでしょう。だから並行してやるわけですよ。それでね、相手側弁護士、平野さんとおっしゃるようですが、相手側弁護士の代理人の名前、何人ぐらいおるのかね、お尋ねします。

○管財課長

私が聞いたのは、平野弁護士。ちょっと下の名前があれですけど。代理人は平野弁護士お一人が書類のやりとりはしております。

○川上委員

明星寺のときの、訴訟のときの相手方の代理人弁護士ですか。

○管財課長

それについては、承知しておりません。

○川上委員

だれか、管財課長知らないで裁判するらしいので、誰かわかる人いないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:46

再 開 11:47

委員会を再開いたします。

○川上委員

自分が闘う嘉飯山砂利建設の弁護士が明星寺の流れを把握しているか、していないかとかね、そういうこともわからないで裁判しようとしてるわけですね、あなた方は。その弁護士に決まってるじゃないですか。向こうは流れがわかっている。こっちはわかっているかどうかかわかん相手と話をしている。齊藤市長みたいに顧問弁護士に任せているから大丈夫みたいなことにはなりませんよ。だから、市民が登場しなければ、この裁判はね、勝たない。それで、1番について、契約にあたって管財課は嘉飯山砂利建設のメンバーとは1度も会ってないというふうに9月の所管事務調査で聞きましたけれども、それ事実ですか。

○管財課長

今、おっしゃったとおり、当初の契約のときには直接はお会いしておりません。

○川上委員

それ間違いないですか。

○管財課長

それは間違いございません。

○川上委員

本日提出された資料にですね、昨年4月7日に申請書が提出されたとありますね。これは、

都市建設部長が持ってきたという趣旨の答弁が、前回あったんだけども、取りにきたのも都市建設部長なんですか。

○管財課長

そうでございます。

○川上委員

これは3月、昨年3月24日より前ですか、後ですか。

○管財課長

それ以降、ぎりぎり24日以降だったと思います。

○川上委員

そういうとき、わかりませんと答弁したほうがいいですよ。はっきり言って。だと思えば、だと思えば根拠があるでしょう。

○管財課長

たしかそれくらいに記憶してるんですけど、明確に日時と言うんだったら今いうようにわかりませんということで。

○川上委員

本人にききましょう。都市建設部長、おられますので、いつ申請書を管財課に取りに来たのか、お尋ねします。

○都市建設部長

この申請書については、今質問委員言われる合意書後でございます。はっきりした日にちというのは覚えておりませんが、4月に入るか入らなかった日にちではないかというふうには思っています。ただ、貸付地の用紙を申請者のほうに出していただく必要がございましたので、その部分をもって、申請書をくださいというふうに言った記憶がございます。

○川上委員

それは誰に頼まれたんですか。

○都市建設部長

当然、事業者のほうからの要請でございましたので、嘉飯山砂利というふうには認識しております。

○川上委員

嘉飯山砂利建設の誰ですか。

○都市建設部長

坂平順子氏でございます。

○川上委員

どういうふうに言われたんですか。どのように言われて、どのような依頼があったんですか。

○都市建設部長

合意に基づきまして、移設を早急に考える必要があるという中で、土地がすぐには見つからないという状況の中で市の土地をどこか借り入れるところはないかというところからの話でございまして、その中で4月に入ったぐらいに、そういうふうな要望等々がございましたので、その中で申請をしていただく書面を渡したということでございます。

○川上委員

平恒のこの土地の名前が出たのは、いつごろですか。

○都市建設部長

当然、先ほど申しました4月に入ってだったというふうに記憶しております。

○川上委員

4月に入って。だれの口からこの土地のことが出てきました。

○委員長

川上委員、ちょっとお願いします。あくまでですね、訴えの提起の是非に関する質疑にとどめていただきたいと思います。あと言いたいことは要望ということでしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○都市建設部長

場所については嘉飯山砂利のほうからの要望といいますか、箇所的にはここはどうだというふうな相談だったというふうに記憶しております。

○川上委員

嘉飯山砂利建設は、最初は市の土地をどこかお願いしたいと言ったんですね。さっきの答弁だと。だから、申請をしたいので、申請書をくださいと。で、それは3月24日後でしたと。4月になってくると平恒のこの問題の土地を嘉飯山のほうから口に出してきたと。そのときも坂平順子氏ですか。

○都市建設部長

先ほど合意後というところの中で3月と私申しましたが、4月に入っているいろんな土地を探す中で、適地がすぐになかったという状況の中で先ほど申しました問題の観音山というところの場所がどうか、貸付が出来ないかというふうな相談があったということでございます。

○川上委員

議決3月24日で、そのすぐ後ぐらいに、土地の貸付申請書を菅さんも持ってきてっていうわけですか。書くから。それともそっちで書いてくれと言ったんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:54

再 開 11:57

委員会を再開いたします。

○都市建設部長

当然、私が書くとかいうことはございませんので、相手方からの申請ということでご理解していただければというふうに思っております。

○川上委員

書いてないんですね、あなたは。

○都市建設部長

私が書くようなことはございません。

○川上委員

自分は順子氏に頼まれて、申請書を取りにきて持って行ってあげただけということですかね。

○都市建設部長

そのとおりでございます。

○川上委員

7日、申請書が出ます。そして、その日のうちに決裁するんでしょう。失礼、8日決裁ですよ。翌日決裁。そして9日には契約書が交わされるわけだけでも、契約書、なかなか難しいんですよ。判も押さないといけないし、最後双方持たないといけないでしょ。このやりとりに管財課は、嘉飯山の顔を見てないっていうわけだから、都市建設部長が役割り果たしたんですか。どういうことしたんですか。

○都市建設部長

先ほど申しました申請書の書面、捺印ですね。それと申請書の内容をかいていただいた部分を管財課のほうに持っていきまして、契約の締結という部分をもって、相手方に渡したということでございます。当然その中では納付金等々の部分もございしますが、その分も含めて書類を渡したということでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:59

再 開 12:59

委員会を再開いたします。

川上委員にお願いいたします。休憩前に申しあげましたように、委員長としては議題外にわたりかけた質疑になっていると思っておりますので、まず論点を明らかにされた上で、質疑していただくようお願いいたします。

○川上委員

質疑と答弁の中で、少し出かかって心配しておるのがですね、この問題は、顧問弁護士に預けたと。司法の場に持ち込んでいくので、あとはそちら任せというような空気、あるいは、同じようなことが議会にあっては、当然、ならないと思うんですよ。それで、国の、国有地の場合の通知によれば、先ほど言ったように調査をして、状況が該当すると判断されれば、警告を発し、期限までに改善がされない、是正がされない場合は刑事告発と。あわせて、民事上の措置もとりましょうと。で、そのときは土地の返還請求及び損害金、損害賠償と。で、重大な変更が加えられようとしているときには、土地保全のための仮処分の申請というようなことまで言ってるんだけど、その国の例を考えると、本市の今の、今度の訴訟の提起というのがどういう位置にあるのかも考えることができるんじゃないかと。その上では、今度の訴訟については市の側が相当な決意を固めなければならないと思うんですね。それで、市のほうが襟を正すべきは正して、初めて市民の支援も得られるのであって、そこを曖昧にしたままでは、議会の支援も、それから市民の支援も得られないというふうに思います。そのところを、あと幾つかの質問の中で浮き彫りにしていきたいと思うんですけども、先ほど、都市建設部長が、嘉飯山砂利建設の社長から頼まれて、実務的なことやりましたというように答弁がありました。そのことを本来、責任がある管財課が、目の前に来るのは都市建設部長しか来ないんだから、違和感を覚えて当然なんですよ。ほかにそんなことするわけないんだから。それで、尋ねるんだけど、管財課は、この変なことがあっているというようには思わなかったんですか。

○管財課長

9月15日の所管事務調査の場でも、お答えさせていただいたと思いますが、この貸し付けにつきましては、明星寺地区の訴訟に関連しました当該地からの資材を一部を置く移転場所と、仮置き場ということで、貸し付けを行うということで、相談を受けております。ですから、当然、市が相手方も訴訟、合意、和解してですね、進める中の一連の動きということで考えておりましたので、特別問題があるというふうな考えはしておりませんでした。

○川上委員

そこが今度の裁判では、論点の1つになるだろうと思います。その考え方は今どう思ってるんですか。そのとき、都市建設部長が嘉飯山砂利建設に代わって、申込書を取りに来る、それから契約書も持って行く。今これはそれでよかったと今でも思ってるんですか。

○財務部長

今、委員がご指摘の部分については、裁判の論点ということで考えられますので、この部分については答弁は差し控えたいと思います。

○川上委員

結論ははっきりしてるんです。なぜかと言うと、のちにこの市有地貸付けについては都市建設部は完全に外すという措置をとったでしょ。だから、市としては、それは正しくなかったということを明確にしてるわけです。ところが、今、財務部長は、論点だから答弁できないと。こんなことは、相手の弁護士だって当然わかるわけです。それをここで答弁しきらないなどというふうな心構えでは裁判は難しい。それから、都市建設部長は、この貸し付けについての契

約書を持っていったわけでしょ。だれに渡したんですか。

○都市建設部長

契約書を持って行って、契約印をいただいて、それは契約書という形で管財課のほうに渡してしております。

○川上委員

契約書の一方はもう向こうにそのままあるということですか。

○都市建設部長

当然、契約書はうちのほうにもありますし、相手方のほうにもあるということでございます。

○川上委員

あなたが嘉飯山砂利建設に多少はみ出ても構いませんというように言ったというようなことが報道されています。それは事実ですか。それはいつ言ったのですか。場所は。

○都市建設部長

はみ出していいというふうなことは言うておりません。ただ、現実的に現場が広がっているという状況の中、先ほど管財課長のほうも申しました、形が見えましたので、この部分については、先の9月15日の総務委員会でも答弁しましたとおり、変更をしましょうということで、測量もしまして、そういうふうな形の中で処理をしましょうというふうな協議をしたということでございます。

○川上委員

そしたら契約を交わしたときに、契約事項にない多少はみ出ても構いませんというふうなことは言っていないということですね。

○都市建設部長

契約時点ではそういうふうな話は申しておりません。

○川上委員

その後、契約の後、そのようなことを言ったことがあるんですか。

○都市建設部長

その後というのは、先ほど申しました、現場的に少しずつ広がっているという状況が確認できましたので、その部分につきましては、先ほど申しましたように、変更しないとイケないという状況がございましたので、その部分を協議をしたということでございます。

○川上委員

そうするとね、先ほども①②について一体的にということ言いましたけど、①②は一体的に不法占拠が始まってたわけですね。砂ふるい機が置かれ、奥のほうには中間破碎機を置かれ、だから、都市建設部長は、今の話だとですよ、多少はみ出ても構いませんみたいに報道される節があるけれども、そうではないというふうにおっしゃりたいんですね。

○都市建設部長

当然、契約に基づいた形の使用でないといけないというふうに認識しておりますので、当初から変わってるという状況から考えますと、当然、契約をきちっとしなければならないということで、相手方に面積の確定も含めて、協議をしたということでございます。

○川上委員

先ほど管財課とやり取りしたんだけど、9月の初めの時点で、弁護士は不法占拠です、これは。これを解消する方法は2つあると言ってるんですよ、管財に。相談にきた管財に言ってるわけです。1つは、契約解除です。2つ目は、追加貸し付けで、合法化図るというわけです。こんなことをね、一般論で言ったんでしょうけど、市は本気にして2番でいこうとしたわけね。そこで、その一つ一つの判断のときに部長や課長に対して、市長及び副市長からどういう指示があったのかね、なかったのか、お尋ねします。

○管財課長

今後、裁判を控えておりますので、答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

○川上委員

私はね、部長とか課長に、市長や副市長がどういう指示をしたのか、しなかったのか、聞くと言ったんですよ。なんであなたが答弁するんですか。あなた、わかるわけじゃない。市長がこういう指示をした、しなかったという答弁を求めているんですよ。

○管財課長

私のほうは特段の指示を受けておりませんので、そういうことで回答させていただきます。

○川上委員

そののところに、暗闇残したらだめですよ。あなた方はね、今度のことにかかわった幹部があるいは職員が当事者と飲食をともにしたことないですか。答弁求めます。

○管財課長

そういうことはございません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:11

再 開 13:11

委員会を再開いたします。

○都市建設部長

私もございません。

○市長

みんなに聞きなさい。私はない。

○川上委員

ないということ確認しときましょうね。そしたら次、行きますよ。飯塚市が今年の寒い時期に穂波の商工会にこの土地を使いたいけれどもどうかという相談に行きましたね。だれが行ったんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:12

再 開 13:13

委員会を再開いたします。

○都市建設部次長

たしかこの問題がスタートして、私が商工会のほうに使用の状況を伺いに行っております。

○川上委員

申請書を持ってきてくださいと言われるや否やというときですか。こういうね、その嘉飯山砂利建設を特別扱いにしていく、皆さんは配慮とかいうかもしれないけども、特別扱いなんですよ。だから、市民はみんな心配する。多くが。大丈夫なんだろうか、飯塚市はと。このところね、あることならある、ないことならないと明確にいつていかないと。新聞にもずっと書かれていくわけじゃないですか。答えていかないといけない。

○委員長

傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。

○川上委員

それでね、正すべきは正していくべきだということでも少しだけ、聞きましょう。それで、この不法占有区域を頼まれもしないのに追加貸し付けするという提案、弁護士が選択肢2つあるといったうちの1つ選んだんだけど、この決断はどのようにして行われるんですか。

○管財課長

この貸し付けの面積ですが、当初の貸し付け面積より広がっております。広がっておりますので、当初の貸し付けの面積に、1200平米の中に入れていただくか、それとも貸付面積が追加して必要であるならば、変更契約して、貸し付けをするというところで、この場合については、この土地については拡大部分については、貸し付けが可能ということでございましたので、管財課のほうで変更契約について案を作成して決裁を受けようとしたところでございます。

○川上委員

私はね、これ最終的には商売ができないんだったら、借りないということで、蹴とばされたわけでしょう、市の側が。違うんですか。営業ができないんだったら、砂ふるい機を動かさないんだったら、借りないということで、相手にしてもらえなかったんでしょう。違うんですか。

○管財課長

相手にしてもらえなかったということじゃなくて、交渉をする中で、面積の追加については、それは認めますが、砂ふるい機の稼働については営業行為にあたりますので認めないというところで、変更契約の条文の中に入れておりました。それに対しまして、相手方からそれについては、砂ふるい機の稼働については認めてもらいたいというような意見がございまして、市のほうは、それを認められないということで意見が対立いたしまして、契約が締結できていないという状況でございます。

○川上委員

不法占拠した側が変更契約結んでもらいたとかね、言うんだったら、100歩も200歩も譲ってね、物の考えとしてはあるかもしれんけど、不法占拠されてる側が借りてくださいと。借りてもらうにあたってはこういう条件ですとかいって、交渉と成り立たないでしょう。こんなスタンスで今度裁判したら大変ですよ。違いますか。

○管財課長

私どものほう、市のほうから借りてくださいということではなくて、面積が拡大しているということについて確認しますと相手方のほうから追加して土地を貸してもらいたいというような話があります。それに対しまして、追加面積は構いませんが、ただし、砂ふるい機を稼働させていると、そういうことについては変更契約を結ぶ条件といたしまして、砂ふるい機の稼働は認めないというところの条文を入れたところでございます。ですから、それにつきまして、砂ふるい機の稼働につきまして、対立点がございまして、契約の締結まで至っていないというところでございます。

○川上委員

市の側からね、追加貸し付けを提案しています。だから、嘉飯山のほうが交渉に乗ってきたんですよ。このこと、非常に重要なんですよ。それを契約に至らなかったと、理由付けて。これは嘉飯山がみずから不法占拠を今後も続けていくぞと決意表明をしたことなんですよ。飯塚市がそこまでいってやったにも関わらず、嘉飯山が蹴ったということはね、不法占拠をするよと、継続するよという決意表明をしたんですよ。そのころから急速に大きくなっている事実から見ても、これはもう当然なんです。

○委員長

川上委員、先ほども言いましたけど、今から裁判で争うわけです。断定的なことは言わないようにしてください。

○川上委員

そこでね、ここでね、今心配されるのは市役所の、幹部ぐるみのじわっとした感覚麻痺。市民の財産を自分たちはきちんと管理しなければならないと。これについては毅然とした態度をとっていかなければならないという点の感覚麻痺が共有されてるのではないかと。都市建設部だとか、財務部だとか、関係なしに。ここがね、問題なんです。

もう最後にします。市長、市長と幹部はこの裁判に臨むにあたって、事実と基準に照らして、みずからの、この間の、この問題での仕事ぶりがどうであったか。事実と基準に照らして、市長初めとして反省をして、それを市民の前に明らかにする必要があるかと思うんだけど。そうしてこそ初めてこの裁判で市民の支援を受けて、頑張り抜けるんじゃないかと思うんですよ。刑事告発も含めて。市長、どう思われますか。

○市長

この問題に関しては、今のいろいろの答弁等を含めてですね、非常に遅れているというか我々のほうとして、まず、原点から考えていただくと、明星寺の整理をするときに、そこにある資材等をどこかに早く移して、明星寺のエリアを早く処理したいというのが私の願いであって、置く場所がないということだったら、置き場ならいいじゃないかということでは話したことがあります。だから、早くですね、明星寺のあの問題点に対して、早く処理を、あのエリアに対してはしてやりたかったというのが原点です。そして、その場所をそこに探して、それが広げられたということに対してはものすごく問題点があるし、営業もやられたということは問題もある。この件に関しては早くそういうことをやめていただくようにやれと。それが今までも続いているから、じゃ裁判、弁護士同士での話の中でそれを処理していただくということをいってるわけということですよ。

○川上委員

じゃあ、私も最後にしますがね、今の話聞いてると、だれも悪くなかったわけですよ。住民のためを思って、私はこういう措置をとってきたと。結果としてね、市民の財産をこのように広大に全国に例がないような異常事態に支配されてるわけでしょう。だれも悪くないのに、こんなことが起こるんですか。そんなことないですよ。責任が必ずある。この責任をね、究明して、先ほど言いました基準、事実と基準に基づいてね、必要な懲戒処分をするべきだと私は思います。

○委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、議案第78号、79号に賛成の立場で、討論を行います。さまざまに市が襟を正すべき点もあります。それから刑事告発、民事においては、仮処分の手続きを行うべきこともあると思います。このことを念頭に置きながらですね、ぜひ、この土地の明渡し、損害賠償の闘いをですね、頑張り抜いてもらいたいと。市民にオープンに訴えていけば、市民の支援も受けられるだろうと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第78号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」及び「議案第79号 訴えの提起(市有土地の明渡し等)」以上2件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第80号 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)」を議題といた

します。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の6ページをお願いします。議案第80号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。

議案書の8ページから10ページまで、新旧対照表をつけておりますが、内容の説明は省略させていただき、今回の主な改正について、ご説明いたします。

市民税及び特別土地保有税の減免の申請に関して、個人番号、法人番号の記載が必要とされておりましたが、今回の改正により、個人番号につきましては記載の必要がなくなることとされました。

市たばこ税に関しましては、条文中の文言の整理を行ったものでございます。

以上で、市税条例の改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は議案第80号に反対の立場で討論します。議案第80号は個人情報漏えいが大問題になっているマイナンバーに関する事項を市税条例に盛り込むものであり、市民の利益に反するので、認められません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第80号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」については、承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。